

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

◎ 駐車許可対象車両

- ・ 医師や歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

◎ 申請可能箇所

- ・ 訪問先に駐車場がないため、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることができます(駐停車禁止場所など特定の場所は許可できません)



項目	駐車許可申請書の記載例等
駐車日時	<ul style="list-style-type: none">○ 「訪問介護等事業所の業務時間内(9時から17時までの間)及び緊急訪問時」等と記載してください。
駐車場所	<ul style="list-style-type: none">○ 駐車場所は「訪問先付近」等と記載してください。○ 訪問先一覧表や駐車見取図等で訪問先を特定してください。 <p>※ 図面上に道路幅員や車両の寸法の記載は必要ありません。</p> <p>※ 駐車禁止の標識や標示のある場所であることが必要です。</p> <p>(ただし、駐車禁止である無余地駐車等とならないよう気をつけてください)</p> <p>※ 「〇〇方前」など個人を特定するような記載は不要です。</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none">○ 申請書、車検証の写し、訪問先一覧や駐車見取図等、各2通ご準備ください。○ 訪問先が追加となった場合は、既に受け取っている許可証をご持参のうえ、追加場所がわかる見取図等の書面を駐車場所を管轄する警察署へご提出ください。(新たな訪問先一覧の提出は不要で、追加分のみで問題ありません) <p>※ 駐車場所を管轄する警察署以外の警察署を含む一括申請の際、通常よりお時間をいただくことをご了承ください。</p>
緊急訪問申請について	<ul style="list-style-type: none">○ 緊急、やむを得ない訪問の必要がある場合<ul style="list-style-type: none">・ 駐車場所を管轄する警察署当直へ架電の上、必要に応じてファクシミリ等で書類を送信してください。・ 許可番号を当直員から聴取し「警察署名」「許可番号」「連絡先」を記載した紙を車両前面に掲示してください。・ 緊急の申請後、電子申請または窓口申請してください。 <p>注意:あくまで緊急時の対応であり、平素は警察署へ申請してください。</p>

※ 訪問入浴介護の従事車両は車両を用具として使用するなど使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる可能性があります。管轄警察署または警察本部までお問い合わせください。

お問い合わせ先 石川県警察本部 交通規制課 076-225-0110